

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 市民病院
令和2年度分 必要に応じて令和3年度分
- 3 監査の着眼点 令和3年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和3年5月31日～令和3年7月16日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

未収金のうち、入院収益等の過年度未収金は、前年度末と比較して10,210,849円の減であり、令和3年3月末現在で109,172,202円である。

今後とも、過年度未収金の回収に努めるとともに、現年度分についても早期回収に努められたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市病院事業企業会計規程第127条は、同一項内の各目の金額の流用について、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。

しかしながら、流用伺に係る決裁について、決裁権者の決裁を受けていないものがあつた。

今後は、岐阜市病院事業企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。